

郡市区医師会向け

# 日医医賠責特約保険

2024年7月制度及び事務手続きについて

日本医師会 医賠責対策課

2024年7月1日

Ver.1

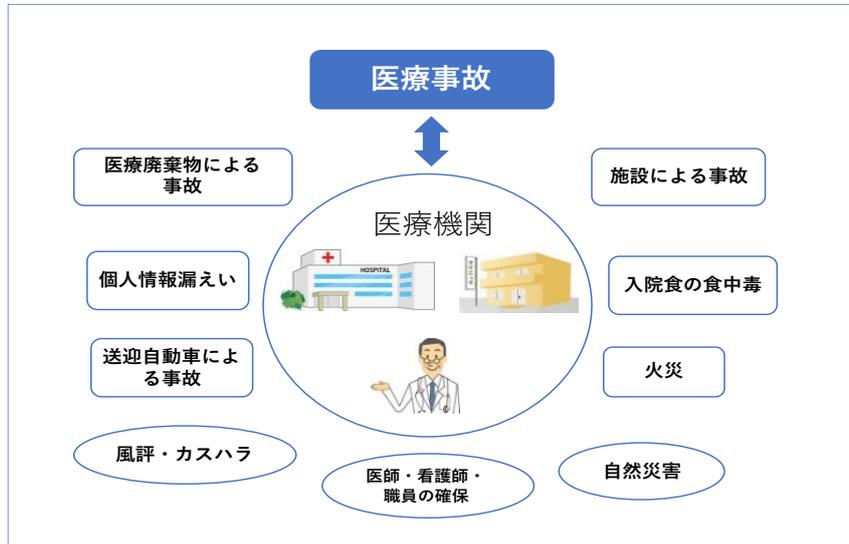
## 内容

I.	はじめに	3
	医療機関における様々なリスク	3
	患者さんやその家族は誰に対して損害賠償を請求するのでしょうか？	3
	損害賠償額はどのように算定されるのでしょうか	4
	日医医賠償特約保険	5
	個人・診療所・介護医療院（定員 19 名以下）の掛金・返戻掛金	6
	病院・介護医療院（定員 20 名以上）の掛金・返戻掛金	6
II.	状況毎の対応	8
	入会・医療機関の新設	8
	閉院や退職する場合	9
	廃業特則について	10
	日医医賠償特約保険の取り扱い	10
	会員や医療機関情報に変更があった場合	10
III.	日本医師会ホームページ	11
	サイト：医師の皆様へ	11
	サイト：メンバーズルーム	12
IV.	事務手続きについて	13
	加入・脱退・変更手続	13
	郡市区・都道府県医師会にて依頼書を作成できる場合	13
	加入・脱退、変更依頼書の入手	14
	日本医師会ホームページから WEB 入力して作成	14
	日本医師会ホームページから加入・脱退、変更依頼書（pdf）を印刷して作成	15
	加入・脱退、変更依頼書の作成	16
	Web による作成	16

依頼書（p d f）による作成 .....	16
依頼書の提出時期（締切） .....	16
掛金の集金・返戻手続き .....	16

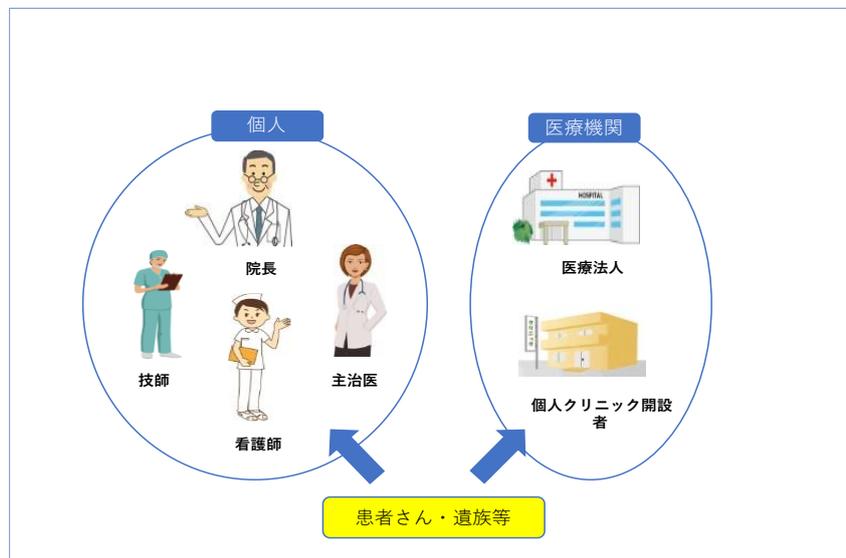
# 1. はじめに

## 医療機関における様々なリスク



上図のように、医療機関には様々なリスクが潜んでいます。医賠償保険では医療事故（医療行為に起因する事故）に対する補償を行っていますが、都道府県医師会では、医療事故以外のリスクについても補償できる保険を用意しています。

## 患者さんやその家族は誰に対して損害賠償を請求するのでしょうか？



医療事故が発生した場合、患者さんやその家族は誰に対して損害賠償請求をするのでしょうか？多くのケースでは医療機関に対して損害賠償請求が行われますが、問題となった医療行為を行った医師・看護師や技師など個人を訴えるケースもあります。

それぞれの行為者がどのような法律上の損害賠償責任が発生するかを以下の表にしています。

行為者・使用者	法律上の損害賠償責任		
	債務不履行責任 (民法415条)	使用者責任 (民法715条)	不法行為責任 (民法709条)
開設者（法人・個人）	○	○	
管理者（院長）		○	○
医師（勤務医）			○
看護師・助産師等			○
技師・療法士等			○
事務職員等			○

問題となる医療行為を行った個人に対しては不法行為責任、その医師や看護師等を雇用・管理している開設者や管理者に対しては使用者責任が、診療契約を結んでいる開設者に対しては債務不履行責任が問われることとなります。

例えば、開設者が医療法人の勤務医師が起こした医療事故では、勤務医師個人の不法行為責任とその勤務医を雇用している医療法人が、使用者責任を問われることとなります。

#### 損害賠償額はどのように算定されるのでしょうか？

費目	損害賠償算定に影響するもの
治療費	治療期間・治療内容
交通費	治療期間・医療機関までの距離・利用交通機関
入院諸雑費	入院期間
休業損害 (逸失利益)	年齢・収入・後遺障害の程度・治療期間
慰謝料	障害の程度(死亡・後遺障害)・治療期間
看護料(介護費用)	年齢・介護方法
責任割合	患者さんの状況・コンプライアンス
紛争形態・解決方法	訴訟or調停or交渉・判決or和解or示談
損害賠償額	

損害賠償額を算定するにあたっては、上記の項目について一定の基準に基づき算定されます。休業損害、慰謝料、介護費用は相手の年齢・収入や後遺障害の程度により大

きく左右されます。新生児の脳性麻痺事案などでは、長期にわたる介護費用が発生することから1億円を超える賠償額となることも多くなっています。

## 日医医賠償特約保険



日本医師会A会員になると、会員個人に対して、日本医師会医師賠償責任保険（日医医賠償保険）が自動付帯されています（減免A会員は選択制）。

日医医賠償特約保険は、日医医賠償保険の特約として、免責金額（100万円）を除いて1事故3億円・保険期間中9億円まで補償を増額しています。また、日医医賠償保険で補償されない法人等の開設者責任（使用者責任）も補償する保険です。日本医師会A会員のみ任意加入することができます。

日医医賠償特約保険は、以下1～4のニーズを持つ会員にとっては、掛金を含めて魅力のある保険となっています。

- 1 日医医賠償保険では対象とならない法人の損害賠償請求についても備えたい。
- 2 日医A会員以外の医師が起こした医療事故に対する、開設者・管理者としての損害賠償請求についても備えたい。
- 3 1億円を超える高額賠償請求についても備えたい。
- 4 複数の医療機関を有する法人の損害賠償請求についても備えたい。

日医医賠償特約保険の詳細については「日本医師会医医師賠償責任保険制度ハンドブック」を参照ください。

### 個人・診療所・介護医療院（定員 19 名以下）の掛金・返戻掛金

1. 加入・脱退日は毎月 1 日となり、中途加入および中途脱退の掛金・返戻掛金は月割りとなります。
2. 補償対象施設が診療所・介護医療院（定員 19 名以下）の場合は、施設数に限らず掛金は下記のとおりとなります。

加入日（中途加入日）	掛金	脱退日	返戻掛金
7月1日	20,000円	7月1日	20,000円
8月1日	18,330円	8月1日	18,330円
9月1日	16,670円	9月1日	16,670円
10月1日	15,000円	10月1日	15,000円
11月1日	13,300円	11月1日	13,300円
12月1日	11,670円	12月1日	11,670円
1月1日	10,000円	1月1日	10,000円
2月1日	8,330円	2月1日	8,330円
3月1日	6,670円	3月1日	6,670円
4月1日	5,000円	4月1日	5,000円
5月1日	3,330円	5月1日	3,330円
6月1日	1,670円	6月1日	1,670円

### 病院・介護医療院（定員 20 名以上）の掛金・返戻掛金

1. 加入・脱退日は毎月 1 日となり、掛金は月割りとなります。
2. 補償対象施設が病院・介護医療院（定員 20 名以上）の場合は、掛金は以下のとおりとなります。

1病床または定員1名あたり掛金	× 一般・療養病床の 許可病床数または 定員数	－ 40,000円
12,400円		

- 複数の医療施設を補償対象とする場合の掛金は以下のとおりとなります。
- 病院（定員 20 名以上の介護医療院）+病院（定員 20 名以上の介護医療院）の場合：  
病院の合計病床数を基礎として掛金を算出

- 病院（定員 20 名以上の介護医療院）+診療所の場合：病院の合計病床数のみを基礎として掛金を算出

3. 中途加入・中途脱退の返戻掛金は以下のとおりとなります。

年間掛金×未経過期間（月割り）

4. 変更の場合は以下のとおりとなります。

（変更前の掛金と変更後の掛金の差額）×未経過期間（月割り）

## II. 状況毎の対応

### 入会・医療機関の新設

新規開業に伴い、医師会にA 1 会員として入会された場合、開設者区分・勤務医師の人数によっては日医医賠償保険だけではカバーできないケースが発生しますので、是非、日医医賠償特約保険をお勧めください。

開設者	勤務医師数※	お勧め度
個人	1名	○
	2名以上	◎
法人（一人医師医療法人）	1名	○
	2名	◎
法人（一人医師医療法人以外）	2名以上	◎

※ 勤務医師数は常勤・非常勤を問わず、医療機関で医療行為を行う医師の人数です。

### 特約保険の有無による補償の違い①

甲クリニック（個人）	
開設者（院長）	A（A①）
副院長（勤務医）	B（非会員）

#### ケース1 甲クリニックで副院長Bの医療行為により開設者（院長）Aに損害賠償請求

特約保険なし	院長Aは開設者・管理者責任のみ。Bの行為責任は控除（いわゆるカット払い） ※院長Aの責任割合は10%～90%（関与状況による） （B医師自身で加入している保険で対応）
特約保険あり	Bの行為責任部分も含めて特約保険で100%補償（免責部分は除く）

## 特約保険の有無による補償の違い②

乙クリニック（医療法人）	
開設者	乙医療法人
理事長・院長	A（A①）
勤務医	B（非会員）

### ケース2 乙クリニックで勤務医Bの医療行為により医療法人乙に損害賠償請求

特約保険なし	法人に対する賠償請求のため日医医賠償保険では支払われない。 ※法人より理事長A個人に対して求償があった場合は責任割合に応じて支払いの対象となる（規模・関与状況による）
特約保険あり	法人責任について特約保険で100%補償

※「一人医師医療法人」が、法人あてに損害賠償を請求された場合は、運用上の取扱いとして、個人立診療所に準じて取り扱いを行います。

## 閉院や退職する場合

日医医賠償特約保険に加入している会員が医療機関を閉院や、医療機関の退職等で、日本医師会を退会する場合には、併せて日医医賠償特約保険の脱退手続きもお願いいたします。

※ 日本医師会会員の退会と日医医賠償特約保険の脱退手続きは連動しておりませんので、それぞれの手続きが必要となります。

一方、閉院や退職後に損害賠償請求を受けた場合の医賠償保険の対応について相談を受けることがあると思います。

日医医賠償保険（含む日医医賠償特約保険）は、医療事故に起因して、日本医師会A会員である期間中に損害賠償請求を受けた場合に補償の対象となるため、医療事故の原因となる医療行為の時点で日本医師会A会員であっても、損害賠償請求を受けた時点で、退会等で日本医師会A会員でない場合には補償の対象外となります。

従って、閉院や退職後も、閉院や退職前の医療行為について医賠償保険の適用を受けるためには①継続して日本医師会A会員（A②B）②廃業特則を適用のいずれかの方法となります。

---

## 廃業特則について

日本医師会 A 会員が、閉院や退職等により、将来にわたり日常的な医療行為を行わず、かつ、日本医師会 A 会員から B 会員に区分変更を行った場合は、「廃業」前の医療行為に起因して、損害賠償の請求が、当該保険期間終了後（B 会員区分変更日の属する保険期間末となる 7 月 1 日）10 年以内になされた場合にもこの保険は適用されます。なお、B 会員区分変更後に退会した場合には、この保険の適用はありません。

(注)「廃業」の定義

- ① 将来にわたり日常的な医療行為を行わない（健診や産業医等を不定期に行う場合は適用とはなりません）。
- ② 日本医師会 A 会員から B 会員に区分変更。（廃業特則を適用した日本医師会 B 会員を通称「廃業 B 会員」としています。）  
※事務手続き上、日本医師会会員異動報告書の所属施設名は「自宅会員」となります。

---

## 日医医賠償特約保険の取り扱い

日本医師会 B 会員（廃業 B 会員を含む）は日医特約保険に加入できませんので、廃業 B 会員に変更した時点で日医特約保険の脱退手続きが必要となります。

この場合でも日医医賠償保険同様、日医特約保険についても廃業前の医療行為に対し、10 年以内に損害賠償請求が行われた場合に補償の対象となります。ただし、法人を被保険者とした場合の法人に対する損害賠償請求については、法人が解散した場合には法人に対する請求権はなく、また、法人自体は存続して医療機関として医療を行っている場合には廃業特則の適用外となります。

## 会員や医療機関情報に変更があった場合

会員や医療機関情報に変更があった場合には、速やかに日医医賠償特約保険の変更手続きをお願いします。

---

## 会員の継承交代について

子供に医療機関を引き継ぐなど、開設者や管理者を変更する場合、日医医賠償特約保険の補償（被保険者）を変更することが可能です（継承後の開設者・管理者は日医 A 会員であることが条件）。ただし、継承前の会員については日医医賠償特約保険を脱退したこととなりますので継続して補償を希望される場合は新たに日医医賠償特約保険に加入するか、新しい開設者・管理者が新たに日医医賠償特約保険に加入する必要があります。

## 日本医師会ホームページ

会員（会員医療機関の事務職員を含む）が、日医医賠償特約保険の内容や加入・脱退・変更の手続きについて、判りやすく情報を提供するために、日本医師会ホームページを作成しています。

このホームページから会員は各種依頼書を作成することができますので、会員からのお問い合わせや依頼があった場合に日本医師会ホームページをご活用ください。

### サイト：医師の皆様へ

日本医師会ホームページ <https://www.med.or.jp/>

会員だけでなく医療機関の職員も閲覧可能です。

医師のみなさまへ  
- For doctors -

ページ内検索

**感染症関連情報**

- ▶ ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種及び子宮頸がん **NEW**
- ▶ 新型コロナウイルス感染症
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の予防接種について（医療機関、医師会向けページ）
- ▶ ワクチン納入状況報告システム（入力はこちらから）
- ▶ 予防接種における間違いを防ぐために
- ▶ 風しんの追加的対策について
- ▶ 感染症おすすめリンク
- ▶ ジカ熱関連情報
- ▶ 中東呼吸器症候群（MERS）
- ▶ デング熱関連情報
- ▶ エボラ出血熱
- ▶ 新型インフルエンザ

**認定産業医・健康スポーツ医**

- ▶ 日本医師会認定産業医（ホームページが新しくなりました）  
日医認定産業医制度指定研修会一覧
- ▶ 日本医師会認定健康スポーツ医  
日医主催 健康スポーツ医学講習会・再研修会一覧  
健康スポーツ医学講習会・再研修会一覧  
スポーツ医関連のお知らせ

**生涯教育on-line**

- ▶ 日医eラーニング
- ▶ 日医雑誌オンライン
- ▶ 医学図書館利用案内 **NEW**

**日本医師会 Web研修システム**

- ▶ 日本医師会Web研修システム **NEW**

**医療安全・死因究明**

- ▶ 患者の安全確保対策室
- ▶ 安全対策マニュアル
- ▶ 日本医師会医療安全推進者養成講座

**日本医師会 医師賠償責任保険制度**

- ▶ 日本医師会医師賠償責任保険
- ▶ 日医医賠償特約保険
- ▶ 産業医・学校医等の医師活動賠償責任保険

日本医師会医師賠償責任保険制度> 日医医賠償特約保険をクリック

／ 万一の医療事故に備えての保険制度です ／



## 日医医賠償特約保険のご案内

日医医賠償保険の特色を継承し補完する日医A会員の任意加入保険です

### お知らせ

「依頼書作成サイト」については、2024年7月1日以降利用可能となります。6月までの加入・脱退・変更依頼書の作成については都道府県医師会（一部地域によっては都市区医師会）までお問い合わせください。

日医医賠償特約保険の内容 >

掛金とお支払い >

更新について >

加入のお手続き  
(新規加入・中途加入) >

変更のお手続き  
(加入内容の変更) >

脱退のお手続き  
(中途脱退・更新停止・都道府県  
医師会異動) >

各種ご案内 >

加入・脱退・変更  
依頼書作成へ >

Q&A >

内容に応じてそれぞれのサイトをクリックすることで、内容を確認することができます。

Web による加入・脱退・変更依頼書作成もこの画面から作成サイト（メンバーズルーム）に移行できます。（Web による依頼書作成サイトへの移行には日本医師会会員 ID・パスワードが必要となります）

なお、Web による依頼書作成サイトはメンバーズルームから直接ログインすることも可能です。

### サイト：メンバーズルーム

<https://med.or.jp/japanese/members/>

<https://med.or.jp/japanese/members/osirase.html>

日医会員 ID・パスワードからメンバーズルームにログイン。医師会活動：会員限定サービスにある日本医師会医師賠償責任保険制度のサイトをクリックして「依頼書作成フォームへ」をクリックすると Web 依頼書を作成することができます。

### III. 事務手続きについて

#### 加入・脱退・変更手続き

日医医賠償特約保険の加入・脱退・変更手続きについては、2024年7月1日より①紙の依頼書を利用した手続きに加えて②会員がWebを利用して依頼書を作成することができるようになります。

郡市区医師会を経由して手続きを行う場合は以下のフローとなります。

①紙の依頼書を利用した手続き	②Webを利用した手続き
従来どおり	<b>2024年7月1日より新たに追加</b>
会員から加入・脱退・変更の連絡	
会員に依頼書（紙）を送付（郵送等）	日本医師会ホームページの日医医賠償特約保険サイトを案内
会員は依頼書に記入し郡市区医師会に返送（郵送等）	会員はWebで依頼書を作成し郡市区医師会）に送付（メール・FAX・郵送等）
郡市区医師会から都道府県医師会に依頼書を送付府県医師会に送付に加入・変更日、連番を入力、受付承認を行う	
都道府県医師会は加入・変更日、連番を付記して依頼書を日本医師会に送付（郵送等）	都道府県医師会は依頼書をもとに日医医賠償特約保険システム（Web）に加入・変更日、連番を入力、受付承認を行う（依頼書の送付は <b>不要</b> ）
日本医師会にて日医医賠償特約保険システムに反映	

#### 郡市区・都道府県医師会にて依頼書を作成できる場合

会員から加入・脱退・変更の連絡があった場合は上表のとおりに対応となりますが、内容によって、会員の依頼書作成や会員への依頼書送付を省略して、郡市区や都道府県医師会にて依頼書を作成することができます。（会員が依頼書を作成することを妨げるものではありません）

※ 郡市区医師会で依頼書を作成した場合には必ず都道府県医師会に依頼書を送付してください。

会員からの依頼に基づき、郡市区・都道府県医師会で依頼書を作成できる場合		
項目	内容	備考
脱退	日医退会に伴う脱退	日医退会届出が確認できる場合
	日医 B 会員変更に伴う脱退	日医 B 会員異動届出が確認できる場合
	死亡退会	日医退会届出が確認できる場合
変更	会員送付先変更	
	会員電話番号の変更	
	会員メールアドレスの変更	
	会員種類 (A1・A2) の変更	
	医籍登録番号の訂正・変更	郡市区・都道府県医師会で正しい番号が確認できる場合
	郡市区医師会の変更	郡市区・都道府県医師会で確認できる場合
	法人所在地変更	
	記名法人の名称変更	
	医療施設の開設区分の変更	
	医療施設の名称変更	

表以外の内容については会員による依頼書提出が必要となります。

## 加入・脱退、変更依頼書の入手

加入・脱退、変更依頼書を入手・作成するには以下の方法があります。

### 日本医師会ホームページからWEB入力して作成

1. 会員に日本医師会ホームページをご案内して、会員はホームページから依頼書作成フォーム画面より入力して依頼書を作成、医師会に送付してもらいます。
 

※ 依頼書作成フォーム依頼画面から依頼書を作成する場合は日本医師会会員IDとパスワード（日本医師会メンバーズルームログインIDとパスワード）が必要となります。
2. 郡市区医師会事務局も、会員と同じく依頼書作成フォーム画面から依頼書をWeb入力により依頼書を作成することができます。

- ※ 依頼書作成フォーム依頼画面から依頼書を作成する場合は郡市区医師会に配布された I D とパスワード（日本医師会メンバーズルームログイン I D とパスワード）が必要となります。



➤ 郡市区医師会で Web による依頼書を作成した場合の注意点

郡市区医師会で依頼書作成フォーム依頼画面から依頼書を作成した場合、会員が作成したものと同様、都道府県医師会に作成データが反映されます（作成区分 医師と表示され、会員が作成したか郡市区医師会が作成したかは判りません）。作成した場合には速やかに依頼書を都道府県医師会に送付してください。

---

## 日本医師会ホームページから加入・脱退、変更依頼書（PDF）を印刷して作成

1. 会員に日本医師会ホームページをご案内して、会員はホームページから依頼書（PDF）を印刷して、必要事項を記入して依頼書を作成、医師会に送付してもらいます。
2. 日本医師会ホームページから依頼書（PDF）を印刷する場合には、日本医師会会員 I D とパスワード（日本医師会メンバーズルームログイン I D とパスワード）は不要です。WEB 入力の際、I D やパスワードが判らない場合には PDF を印刷して依頼書を作成するようご連絡ください。郡市区医師会事務局にて日本医師会ホームページから依頼書（PDF）を印刷して会員に送付するか、PDF をメール等で会員に送付いただき依頼書作成し、医師会に送付してもらいます。

※ 従来の 6 連式の依頼書は、2024 年 7 月以降は原則使用できません。

## 加入・脱退、変更依頼書の作成

### WEB による作成

依頼書作成フォーム画面から加入・変更・脱退を選択して、入力ガイドに従って必要事項を入力してください。入力終了後、内容を確認し、依頼書（PDF）を印刷して医師会に送付してください。

※ 各都道府県医師会のルールにより、依頼書（PDF）ファイルをメール等で送付してもらうことも可能です。

### 入力上の注意点（郡市区医師会にて作成する場合も含む）

1. 入力漏れや不備がある場合はエラーとなり、エラー理由が表示されますので、修正してください。エラーが無くなると依頼書作成が可能となります。
2. 加入日・脱退日、都道府県連番は都道府県医師会にて入力となりますので、原則空欄のままでもOKです（郡市区医師会で入力することになっている場合は入力をお願いします）。

### 手書きの依頼書（PDF）による作成

印刷した依頼書（PDF）に必要事項を記入して、医師会に送付してください。

### 依頼書の提出時期（締切）

各都道府県医師会が設定した依頼書の提出締切までに提出してください。

### 掛金の集金・返戻手続き

日医医賠償特約保険の掛金集金・返戻手続きは所属の都道府県医師会に委任しておりますので、都道府県医師会にご確認ください。